

令和7年第9回
箕面市農業委員会総会 会議録
令和7年10月17日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和7年9月17日（水）
午後1時30分から午後1時59分まで

2. 出席委員（20名）

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	加藤 博一	5 番	岡沢 聡	6 番	稲野 実
7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治	9 番	長澤 均
11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美
14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男
17 番	長澤 陽子	18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明
20 番	西田 清明	21 番	中井 博幸		

3. 欠席委員（1名）

10 番 生田 梨恵

4. 会議録署名委員

12 番 森田 直弘 13 番 中井 正美

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	橋本 英樹	室長補佐	中村 健
主 任	辻岡 昌樹		野村 健太		美谷 一哉

6. 議事日程

第 19 号 議 案 農地法第3条の買受適格証明書発行の件
第 20 号 議 案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
第 21 号 議 案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
報告第 53 号 専決処理の報告の件
 （農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）
報告第 54 号 専決処理の報告の件
 （農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）
報告第 55 号 専決処理の報告の件
 （農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理）
報告第 56 号 専決処理の報告の件
 （農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理）
報告第 57 号 専決処理の報告の件
 （農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理）
報告第 58 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
報告第 59 号 農地等状況報告の件

令和7年第9回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただ今から、令和7年第9回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

着座にて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者2名いらっしゃいますので、入室していただきます。

議 長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 出席状況をご報告いたします。

本日は、委員21名中、出席委員は20名です。

従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、生田委員は遅参されておりますのでご報告いたします。

議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。

慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 それでは、12番 森田委員、13番 中井正美委員にお願いします。

それでは、案件に入ります。

日程第2、第19号議案、農地法第3条の買受適格証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、第19号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

本件は、萱野地区において、[]となっている農地について、入札に参加するための必要書類となり、通常の農地法第3条許可と同様の審査が必要となっております。

願出地の表示は、萱野[]、地目は台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は、[]平方メートルです。

願出人は、[]氏、事業計画及び耕作者は、[]の販路確保と基盤構築のため、事業拡大し、[]に従事させる計画です。

[]の入札期間は、令和7年10月22日から令和7年10月30日まで、開札期日は令和7年11月6日、売却決定期日は令和8年1月14日です。以上、第19号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員に調査内容の報告をお願いします。

杉本委員 第19号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南西隣に位置する[]筆の農地です。

願出人の[]である、[]は、[]農業委員会の証明で、農地[]を所有し、[]を生産されており、大阪での農業経営規模の拡大のため、入札に参加する計画です。

当該農地の耕作予定者は、願出人の親族関係にある、[]氏で、農機具も所有され、地域農業者との関係構築についても、積極的に参加する旨、申請書に明記されています。

農地取得後は、水稻または野菜の栽培を予定され、グループ会社の飲食店への販路確保を計画されています。

本件は、申請書類及び事業計画の内容から、承認することはやむを得ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

長澤均委員 事務局にお尋ねします。

耕作者は、地元の農業者ではないようですが、農機具をお持ちということで、耕作実績等把握されていれば教えてください。また、落札されれば、耕作の見

通しはあるのでしょうか。

事務局 耕作予定者は、[]が落札されれば、従業員になる計画です。
願出人が[]なので、耕作者本人に耕作要件はなく、従業員であれば大丈夫です。

長澤均委員 耕作者本人の農業実績にかかわらず、[]であることが要件となるのですね。

事務局 そのとおりです。

長澤均委員 了解しました。

議長 他にありませんか。
ないようでございますので、本件につきましては、やむを得ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

なお、今回承認した者が落札者となり、申請内容に変更がないときは、農地法第3条の許可は専決処理といたします。

次に、日程第3、第20号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第20号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、石丸[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

被設定人は、[]

[]氏、設定人は、[]氏、転用目的は[]

[]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため第3種農地となっています。

以上、第20号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、藤井委員に調査内容の報告をお願いします。

藤井委員

第20号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

被設定人の[]が、設定人の[]氏から申請地を借りて、
[]として整備されようとするものです。

周辺の状況は、東側・南側は[]、西側は[]、北側は[]となっており、
雨水は道路側溝へ放流。

また、隣接耕作者及び水利組合の同意書を提出しており、転用による周囲の
農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原
案どおり許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございま
せんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり許可
することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、
許可書を交付いたします。

次に日程第4、第21号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行
の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第21号議案につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

被相続人は、[]氏、所有面積は[]平方
メートルです。

相続人は、被相続人と住所同一、[]氏、生年月日は、[]
[]、相続開始年月日は、[]、適用面積は[]平方メー
トル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては、西宿■■■■■、地目は台帳、現況ともに■■■、面積は■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■■平方メートルで、生産緑地と市街化調整区域の農地です。

以上、第21号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、釋委員に調査内容の報告をお願いします。

釋 委 員 第21号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の南約■■■メートルと■■■■■の南東約■■■メートルに点在する■■筆の農地です。

申請人の■■■氏は、■■■■■に、所有者であった■■■氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

■■■氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

報告第53号から報告第58号の6件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第5、報告第53号及び日程第6、報告第54号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは報告第53号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第53号につきまして、ご説明申し上げます。

す。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、桜[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年9月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第53号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第53号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南東約[]メートルに位置する土地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、平成26年から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、このたび始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第54号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第54号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年9月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第54号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、釋委員に調査内容の報告をお願いします。

釋 委 員

報告第54号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北約[]メートルに位置する土地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、以前から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、このたび始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第55号及び日程第8、報告第56号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、日程第7、報告第55号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第55号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、小野原東[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏持ち分[]他[]名です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年9月5日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第55号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、稲野委員に調査内容の報告をお願いします。

稲野委員

報告第55号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北隣に位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側・北側は[]、西側は[]、南側は[]となって

以上で、調査内容の報告を終わります。

次に、日程第8、報告第56号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第56号につきまして、ご説明申し上げます。

届出地は、外院[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲渡人は、[redacted] 氏、転用目的は [redacted] となっています。

以上、報告第56号のご説明といたします。

本件につきまして、森田委員に調査内容の報告をお願いします。

報告第56号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南西約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を
備するため所有権を移転するものです。

以上で、調査内容の報告を終わります。

次に、日程第 9、報告第 57 号、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による賃借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第57号につきまして、ご説明申し上げます。

被設定人は、[REDACTED]
[REDACTED]氏です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年9月19日に専決し、処理するものでございます。

議長 本件につきまして、東浦委員に調査内容の報告をお願いします。

届出地は、[]の北約[]メートルに位置する[]筆の農地です。
設定人は、[]氏で、被設定人の[]に賃借権を設定し、
[]を整備するものです。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

所在は、今宮[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和7年9月17日に受理したものでございます。

9

- 議長　それでは、ただいま報告のありました6件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。
- ないようでございますので、次に、日程第11、報告第59号、農地等状況報告の件を議題といたします。
- 本件につきましては、各委員からの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員がおられましたら、発言をお願いします。
- 長澤均委員　奥・中村地区の■■■■氏の農地が、例年のとおり雑草繁茂しており、電話で確認したところ、JAに除草作業を依頼しているところで、JAの作業待ちとのことですので報告いたします。
- 議長　ご苦労様でした。
- 他にありませんか。
- ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
- 何か連絡事項はございますか。
- 事務局　〈大阪府農業委員会大会について説明〉
- 〈次回日程について報告〉
- 議長　これをもって令和7年第9回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会　午後1時59分)

上記は、令和7年第9回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長　稲垣恵一

署名委員　森田直弘

署名委員　中井正美